

市報なんよう広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南陽市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、市報なんように掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載方法)

第2条 広告掲載の順位は、受付順を基本とする。ただし、公共性の高い広告については、この限りでない。

2 広告掲載の回数は、掲載希望者数などにより調整することができる。

(広告掲載の割り付け)

第3条 掲載する広告の割り付け場所は、市が行う。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、掲載1回につき、次のとおりとする。

(1) 1段枠 (縦42mm×横178mm) 25,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 半枠 (縦42mm×横86mm) 13,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(掲載の位置)

第5条 広告を掲載する位置は、インフォメーションコーナーの最下段とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市報及び市公式ホームページ等において行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、市報なんよう広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、掲載希望号発行日の1月前までに、掲載しようとする広告原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

2 掲載する広告の版下は、申込者が作成するものとする。

(広告掲載の可否)

第8条 市長は、前条の規定による申込書を受けたときは、広告案の内容を審査し、その掲載の可否を決定したうえ、市報なんよう広告掲載・不掲載決定通知書（別記様式第2号）により申込者に通知しなければならない。

2 市長は、掲載の可否の決定に際し必要があると認めるときは、要綱第5条に規定する南陽市広告選定委員会の意見を聞くものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、前条の規定による広告掲載決定後、14日以内に広告掲載料を納入するものとする。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料の還付)

第11条 広告掲載料は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

市報なんよう広告掲載申込書

令和 年 月 日

南陽市長 白 岩 孝 夫 様

申込者 住 所
会社・団体
代表者氏名

「市報なんよう」に広告を掲載したいので、下記のとおり原稿を添えて申し込みます。

記

掲載号・掲載枠

月	日号（1枠・半枠）	月	日号（1枠・半枠）
月	日号（1枠・半枠）	月	日号（1枠・半枠）
月	日号（1枠・半枠）	月	日号（1枠・半枠）

◎ 審査にあたり、会社・団体の課税台帳等の閲覧及び調査することを承諾いたします。

※ 備 考

1. 広告掲載料

(1) 1段枠	(縦 42mm×横 178mm)	25,000円
(2) 半枠	(縦 42mm×横 86mm)	13,000円

2. 掲載希望号

広告掲載を希望する号の月日を記入し、掲載枠を○で囲んでください。
ただし、希望通りに掲載できない場合がありますのでご了承ください。

様式第2号

市報なんよう広告掲載決定通知書

第 号
令和 年 月 日

住 所
会社・団体
代表者氏名 様

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和 年 月 日付けで申し込みあったことについて、下記のとおり決定したので通知します。

1. 掲載します。

(1) 掲載号・掲載枠

月	日号 (1 枠 ・ 半枠)	月	日号 (1 枠 ・ 半枠)
月	日号 (1 枠 ・ 半枠)	月	日号 (1 枠 ・ 半枠)
月	日号 (1 枠 ・ 半枠)	月	日号 (1 枠 ・ 半枠)

(2) 広告料金 回分 合計 円

(3) 次の各号のいずれかに該当する場合は、この決定を変更し、または解除できるものとします。

① 市報なんようの発行上、重大な変更が生じたとき。

② 市報なんようの編集上、重大な支障が生じたとき。

(4) (3) による決定の変更又は解除の結果、申込者に損害が生じても賠償の責任は負わないものとします。

2. 掲載できません。

(理由)